

## 工事前写真の不足に係る補助金不交付について

2023年5月24日

先進的窓リノベ事業事務局

### 1. 前提

先進的窓リノベ事業（以下、「本事業」という。）では、交付申請（予約を含む。）時に工事前写真の提出ができない場合、「工事前写真・提出免除依頼書（開口部用）」（以下、「免除依頼書」という。）の提出を求めることとしております。ただし、免除依頼書の注意事項として以下を明記しておりました。（本日付けで免除依頼書は更新し、注意事項は変更されています。）

- ・先進的窓リノベ事業において、複数の工事箇所について提出できない場合、追加書類を求めることがあります。また、申請する箇所の過半数以上の工事箇所について、工事前写真の提出ができない場合、提出できない工事箇所の全部または一部が補助対象になりません。
- ・過去に本依頼書により提出免除を受けている場合、受付されないことがあります。

また、本事業の「交付申請等の要件について(交付申請の手引き)」（以下、「手引き」という。）P54ページにおいても、工事前写真について以下の通りとしておりました。（本日付けで手引きは更新し、当該記述は変更されています。）

※ 同じ事業者が複数回の撮り忘れを申告する場合、是正勧告や申請受付の拒否を行うことがあります。

### 2. 2023年6月1日以降の本補助金の取り扱い

工事請負契約を締結する時期および本免除依頼書の提出実績の有無に応じて、以下の（１）～（３）とします。なお、いずれの場合も、他の要件や提出書類に不備等がないことを前提とし、審査にあたっては再度工事前写真の提出を求めることがあります。

#### **【用語の定義】**

- ・「**免除未適用事業者**」とは、過去提出した交付申請（予約を含む。）において、免除依頼書により工事前写真が提出できない工事箇所を含めた本補助金の交付決定または予約の承認を一度も受けていない事業者をいいます。
- ・「**免除適用済事業者**」とは、免除未適用事業者に該当しない事業者をいいます。
- ・「**交付申請（予約を含む。）**」とは、同一事業者のすべての担当者アカウントから行うものをいいます。

#### **（１）2023年6月1日以降に契約する工事**

- 免除未適用事業者は、一つの交付申請（予約を含む。以下同じ）に限り免除依頼書の提出により、工事前写真が提出できない箇所を含むすべての工事箇所について本補助金の交付対象（予約を含む）

以下同じ。)とする。(すべての工事前写真が提出できない場合も交付対象とする。)

- 免除適用済事業者は、工事前写真が提出できない箇所について本補助金の交付対象としない。

## **(2) 2023年3月11日以降、同年5月31日までに契約する工事**

- 免除未適用事業者は、一つの交付申請に限り免除依頼書の提出により、工事前写真が提出できない箇所を含むすべての工事箇所について本補助金の交付対象とする。(すべての工事前写真が提出できない場合も交付対象とする。)
- 免除適用済事業者は、一部でも工事前写真が提出できる交付申請に限り免除依頼書の提出により、工事前写真が提出できない箇所を含むすべての工事箇所について本補助金の交付対象とする。(すべての工事前写真が提出できない場合は交付対象としない。)

## **(3) 2023年3月10日\*以前に契約する工事** ※手引き公表日(3月3日)+7日

- 免除未適用事業者および免除適用済事業者を問わず、すべての交付申請について免除依頼書の提出により、工事前写真が提出できない箇所を含むすべての工事箇所について本補助金の交付対象とする。(すべての工事前写真が提出できない場合も交付対象とする。)

以上